

令和2年3月3日

保護者の皆様へ

西尾市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う
臨時休校期間の変更について

保護者の皆様には、令和2年2月28日付けで「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う臨時休校について」お知らせしましたが、今後の対応に変化が生じる可能性があるため、臨時休校期間を下記のとおり変更させていただきます。

1 臨時休校期間の変更について

【小学校】令和2年3月 2日（月）～4月 5日（日）
（訂正）令和2年3月 2日（月）～3月24日（火）

【中学校】令和2年3月 2日（月）～4月 6日（月）
（訂正）令和2年3月 2日（月）～3月24日（火）

【義務教育学校】令和2年3月 2日（月）～4月 5日（日）
（訂正）令和2年3月 2日（月）～3月24日（火）

※なお、3月25日（水）から入学式の前日までは、例年どおりの休業日（春休み）となります。ただし、部活動等については、改めてご連絡させていただきます。

2 その他

- ・今後、文部科学省や愛知県教育委員会の指示等により変更が生じた場合は、学校を通じて「きずなネット」によりご連絡させていただきます。

担当 西尾市教育委員会 学校教育課

電話 0563-56-2111（代表）